

子どもの今を、未来を守ろう

子どもへの虐待が後を絶ちません。虐待の早期発見が子どもの心と命を守ることに繋がります。

岡山児童相談所 (☎263-0694、☎263-0705)



児童虐待は、依然として深刻な社会問題に

広島市児童相談所が受けた、昨年度の児童虐待の相談・通告件数は2,158件でした。

通報で救われる子どもが増える一方、重大な事件が後を絶たないなど、児童虐待は依然として深刻な社会問題となっています。

児童虐待とは

身体的虐待 殴る、蹴る、たたく、溺れさせる、やけどを負わせる、家の外に閉め出すなど	性的虐待 子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなど	ネグレクト 乳幼児を家に残して外出する、食事を与えない、自動車の中に放置するなど	心理的虐待 言葉により脅かす、無視する、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるうなど
---	--	--	--

子どもや保護者がこんなサインを出しているかもしれません



▶子どもからのサイン

- いつも子どもの泣き叫ぶ声(保護者の怒鳴り声)がする
- 不自然な傷や打撲の痕がある
- 衣類や体がいつも汚れている
- 落ち着きがなく乱暴である
- 表情が乏しい、活気がない
- 夜遅くまで一人で家の外にいる

▶保護者からのサイン

- 地域などと交流が少なく孤立している
- 小さい子どもを家に置いたまま外出している
- 子育てに関して拒否的・無関心である/強い不安や悩みを抱えている
- 子どものけがについて不自然な説明をする



児童虐待かもと思ったらすぐにお電話ください(通話料無料) あなたの一本の電話で救われる子どもがいます

電話で **いちはやく 189** 番へ

全国共通で、189番に電話をかけると近くの児童相談所につながります。携帯電話、スマートフォンからはコールセンターのオペレーターが繋がります。

子育てに関する相談窓口

相談窓口	区	電話番号	区	電話番号
●専門家(児童福祉司、児童心理司)による子育て全般の相談	東区	☎504-2739	安佐南区	☎831-5017
●子どものことで困ったり、悩んだりしている人へのアドバイス	東区	☎568-7794	安佐北区	☎819-0639
こども家庭相談コーナー(区地域支えあい課内)	南区	☎250-4160	安芸区	☎821-2827
	西区	☎294-6519	佐伯区	☎943-9773

【相談日時】月～金曜日の午前8時半～午後5時15分。いずれも祝・休日、年末年始、8月6日は除く

子どもを健やかに育てるために - 愛の鞭ゼロ作戦 -

しつこく称して、たたいたり怒鳴ったりすることは、子どもの成長の助けにならないばかりか、悪影響を与えてしまう可能性があります。



- | | | | | |
|-----------------|-----------------------|-------------------------|------------------------|-------------------------|
| ●子育てに体罰や暴言を使わない | ●子どもが親に恐怖を抱くと心を開かなくなる | ●爆発寸前のイライラは深呼吸などでクールダウン | ●育児の負担を一人で抱え込まずSOSを出そう | ●子どもの気持ちと行動を分けて考え、育ちを応援 |
|-----------------|-----------------------|-------------------------|------------------------|-------------------------|

ストレスを一人で抱え込まないように、ささいなことでもご相談を！ 周囲のサポートも大切です

虐待を防ぐには、その人の抱えているストレスを軽減することが大切です。子育て中の方は、ささいな悩みでもご相談ください。また、周りの人たちも子育て中の親を優しく見守ったり、話を聞いてあげたりしてください。児童虐待の問題は、近所の人や知人、こども家庭相談コーナー、学校、児童相談所、警察など地域全体でのサポートが大切です。

DV被害、一人で悩まないで

コロナ禍でDV(ドメスティック・バイオレンス)の深刻化が懸念されています。被害について認識し、勇気を出して相談してください。

岡山男女共同参画課 (☎504-2108、☎504-2609)

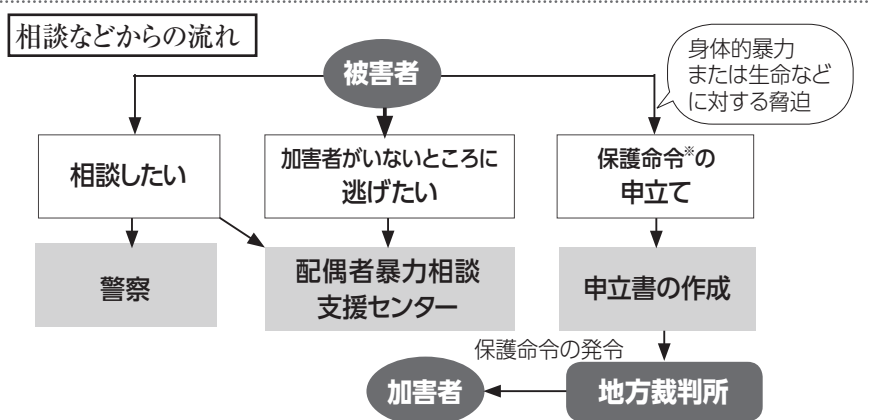
重大な人権侵害です

DVとは、配偶者やパートナーからの暴力のことです。

犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

被害者は法律で守られます

婚姻はしていなくても事実上婚姻関係と同じような事情にある人や、元配偶者、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力も対象となります。



※保護命令 ●接近禁止命令/加害者が、被害者や子、親族などに接近、電話、メールの送信などを行うことを6カ月禁止する命令 ●退去命令/加害者に2カ月、被害者との住まいから退去すること、付近の徘徊を禁止する命令 ●罰則/保護命令の違反は1年以下の懲役か100万円以下の罰金

相談機関を案内するDV全国共通ダイヤル(通話料がかかります)

電話で **はれれば #8008** 番へ

全国共通で、#8008番に電話をかけると発信地を確認した都道府県の配偶者暴力相談支援センターにつながります。

DVに関する相談窓口

相談窓口	電話番号	相談日時
市配偶者暴力相談支援センター	①☎504-2412 (☎504-2835) ②☎252-5578	①月～金曜日の10:00～17:00 ②土・日曜日、祝・休日、8月6日の10:00～17:00
県西部こども家庭センター(南区宇品東四丁目1-26)	③☎254-0391 ④☎254-0399 (夜間・休日)	③月～金曜日の8:30～17:00 ④夜間…月～金曜日の17:00～20:00 休日…土・日曜日、祝・休日の10:00～17:00

※いずれも年末年始は休み。①③と、④の夜間は祝・休日も休み。①は8月6日も休み

●暴力により身の危険を感じた場合は、110番通報か最寄りの警察署へ(24時間対応)

相談窓口	電話番号
警察本部 ☎228-0110	広島中央署 ☎224-0110 広島東署 ☎506-0110 広島南署 ☎255-0110 広島西署 ☎279-0110
	安佐南署 ☎874-0110 安佐北署 ☎812-0110 佐伯署 ☎922-0110 海田署 ☎820-0110

●外国語リーフレット(英・中国・ハングル・フィリピン・スペイン・ポルトガル・ベトナム)は各区役所で

11/12(金)～25(木)は「女性に対する暴力をなくす運動」期間

●パープル・ライトアップ 次の場所でライトアップが行われます
 【本通商店街】回11月12日(金)・13日(土)の日没後～午後10時
 【エールエールA館】回11月24日(水)・25日(木)の日没後～午後10時
 その他、街頭キャンペーンなど。